

第53回認定 構造改革特別区域計画の概要

番号	都道府県名	申請主体名 (地方公共団体名)	特区の名称	特区の区域 の範囲	特区計画の概要	特例措置の番号	特例措置の内容
新規計画 7件							
1	北海道	東川町	写真文化首都 「写真の町」東川 町ワイン特区	北海道上川郡東 川町の全域	東川町は、醸造用ぶどうの作付面積を広げているが、現在、栽培農家と醸造所が無く、農業活動、特産品振興等の継続が課題となっている。一方で栽培と醸造の取組を志す者はいることから、特例措置を活用し、町づくり計画に定める東川産ワイン事業、地産地消・産地直売事業、東川産農産物を活かした商品開発等連携させ、町内で自ら栽培したぶどうを自らの手によってワイン製造ができる体制を整え、農業活動や特産品振興等を推進する。	709(710,711)	特産酒類の製造事業
2	福島県	葛尾村	葛尾村どぶろく 特区	福島県双葉郡葛 尾村の全域	葛尾村は2011年の震災以降、農業復興に尽力してきたが、震災10年を迎え、今後は地域の農産物を使い、地域で加工された産品をもとに、関係人口を増やしていくことを目指している。特例措置を活用した「どぶろく」の製造を契機として宿泊者の増加、都市と農村の交流拡大を通じた地域の活性化に取り組む。	707(708)	特定農業者による特定酒類の製造事業
3	神奈川県	相模原市	さがみはらのめ ぐみワイン特区	相模原市の全域	相模原市では、農業従事者の高齢化、担い手の不足などにより経営耕地面積が縮小し、農地の荒廃化が進行するなどの課題を抱えている。規制の特例措置を活用することで、地域の特産物を原材料とした果実酒及びリキュール製造事業者の参集を促し、地産地消の推進、新たな雇用の創出、交流人口の増加による地域の活性化を図る。また、生み出される果実酒やリキュールは本市の新しい特産品として付加価値を向上させ、ブランド化を促進し、農業者の所得向上、新規就農者の定着や耕作放棄地の拡大抑制に取り組む。	709(710,711)	特産酒類の製造事業
4	岡山県	真庭市	食べることを楽し む子どもの給食 特区	真庭市の全域	真庭市美甘地域では人口の減少により、入園児数の減少が続いている。また、食料の確保は、地域内の商店が閉店したため遠方の業者による配送を受けているが、少量なこともあり、食料の確保に支障をきたしている。隣接地区の比較的大規模な認定子ども園で調理したものを配送することにより、食料確保の問題が解消され、児童への安定した給食の提供が可能となり、さらにスケールメリットにより価格も抑えられる。また、削減された経費を必要に応じた保育サービスの充実に充てることが可能となる。	920	公立保育園における給食の外部搬入方式の容認事業
5	山口県	萩市	萩市ワイン特区	萩市の全域	萩市の観光入込客数は年間約400万人であるが、歴史やまちなみを目的とした観光が多く、自然や食を活かした観光コンテンツの充実による市全域への経済効果等の波及が課題となっている。このため、市内産の果物を市内で醸造するなど「地域の資源を地域内」で活かす食の体験型プログラム等の提供により新たな顧客層を喚起し、交流・関係人口の拡大を図る。特例措置を活用した「ワイン」の製造は、本市の自然や食資源を活用したコンテンツの充実となるため、高付加価値化による農業者所得の向上と地域への経済効果の波及が期待できる。	709(710,711)	特産酒類の製造事業
6	鹿児島県	錦江町	錦江町ワイン特 区	鹿児島県肝属郡 錦江町の全域	錦江町は海岸から高原までの気候を活かした茶、ピーマン、肉用牛などを営む農業と西日本最大級の照葉樹林、花瀬自然公園を有するなど、多くの観光客が訪れる農山村地帯である。 近年、特定農業者においては、ワイン用ブドウの生産に取り組み、品種の定着や収穫量も安定しつつあり、醸造施設の建設を予定している。地ワインの生産は、雇用の創出、食の満足度の向上、さらに観光面でも貴重なコンテンツとなるため、規制の特例措置を活用し、小規模な施設における酒類の製造・販売といった取組を通じ、意欲のある事業者を支援し地域活性化を図る。	709(710,711)	特産酒類の製造事業
7	沖縄県	浦添市	浦添市児童発達 支援センター給 食搬入特区	浦添市の全域	浦添市では、近年の発達支援事業ニーズの高まりを受け、本市障がい福祉関連複合施設内に児童発達支援センターの設置を予定(令和3年4月1日)しているが、本施設内で給食の調理ができる調理室の整備等が課題となっている。 本特例措置を活用して給食を外部搬入することで、調理室スペースの簡略化に加え、運営コストの合理化にもつながり、センター全体の経営安定と地域の中核的な支援拠点としての療育の質の向上、相談支援体制の強化などを図ることが可能となる。	939	児童発達支援センターにおける給食の外部搬入方式の容認事業